

# 令和3年第1回豊頃町議会臨時会会議録

令和3年5月11日（火曜日）

## ◎議事日程

- |       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                               |
| 日程第 3 | 承認第4号  | 専決処分の承認<br>(令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第1号))  |
| 日程第 4 | 承認第5号  | 専決処分の承認<br>(令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第1号))  |
| 日程第 5 | 議案第21号 | 豊頃町税条例等の一部改正                        |
| 日程第 6 | 議案第22号 | 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正                   |
| 日程第 7 | 議案第23号 | 豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例<br>に関する条例の制定 |
| 日程第 8 | 同意案第3号 | 豊頃町教育委員会教育長の任命                      |

## ◎出席議員（9名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 石田 貢 君   | 2番 小笠原 茂 人 君 |
| 3番 坂口 尚 示 君 | 4番 岩 井 明 君   |
| 5番 杉野 好 行 君 | 6番 大 崎 英 樹 君 |
| 7番 大谷 友 則 君 | 8番 中 村 純 也 君 |
| 9番 藤田 博 規 君 |              |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |          |           |
|----------|-----------|
| 町 長      | 按 田 武 君   |
| 副 町 長    | 菅 原 裕 一 君 |
| 教育長職務代理者 | 櫻 井 康 雄 君 |
| 農業委員会 長  | 井 下 睦 男 君 |
| 総 務 課 長  | 熊 谷 雅 美 君 |

企 画 課 長	鏑 木 政 洋 君
兼 商 工 観 光 課 長	
住 民 課 長	渡 辺 良 英 君
福 祉 課 長	下 重 博 光 君
兼 子 育 て 支 援 所 長	
産 業 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	須 藤 裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	神 義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	山 田 良 則 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 主 事	手 塚 健 人 君
事 務 員	松 井 みゆき 君

午後2時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和3年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 町長就任挨拶

- 藤田議長 ここで、4月18日施行の豊頃町長選挙において、当選されました按田武町長から町長就任の御挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、第1回豊頃町議会臨時会開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この度、町民の皆様の力強い御支持、御支援を賜り、豊頃町長選挙当選の栄に浴し、4月23日、町長に就任いたしました。改めてその責務の重大さを痛感する日々であります。

私のまちづくりの原点は、生まれ育ったこの大地、母なる大河十勝川、太平洋に臨む大津から始まる十勝の歴史、二宮尊親先生の集落づくりの偉業などのもと、人々が一日一日を積み重ねてきた大好きな豊頃にあります。

今日の豊頃は、時代とともに町政を推進されてきた歴代の首長、そして、先達の皆様のご多大なるご尽力が礎となっているものであり、深く感謝の意を表し、微力ではありますが、付託された重責に真摯に向かい、本町の維持発展に全力を尽くす覚悟であります。

私は、みんなが主役、一人一人を大切にすることを中心に、第5次豊頃町まちづくり総合計画を実行し、町政を推進してまいります。そのために、一人でも多くの皆様のお話を伺っていく考えではありますが、もとより町政は、議会と町民の皆様の信頼と御協力があってこそのものであり、安心して暮らせる魅力あるまちづくりを目指してまいります。そのため、職員も同様の意識を共有し、一丸となって進めてまいります。

どうか、議会をはじめ、町民の皆様の御理解、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

- 藤田議長 これで、町長就任の御挨拶を終わります。

## ◎ 行政報告

●藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長 令和3年第1回豊頃町議会臨時会行政報告。

1、4月17日から18日にかけての低気圧による大雨被害状況について御説明いたします。

暖気の影響で発達した低気圧は、土砂災害や低地浸水など日本各地に被害を与えながら4月17日から18日にかけて北海道に上陸し、本町にも各方面に被害を及ぼしました。

降雨に関しては、17日から18日にかけての累積雨量で二宮構造改善センター内観測点で91ミリメートル、また、最大時間雨量14ミリメートルを記録するなど強雨となり、凍結が緩み地表面が浮いた状態に雨が降ったため、町道の路面流失、路肩決壊などが28路線、河川の土砂堆積などが9河川、農道の路面流失、法面決壊など8路線、明渠排水の法面崩土などが16箇所、林道の路肩崩壊などが7路線、防災避難場所高台の法面崩壊が4箇所の被害がありました。

これらの復旧補修については、被害額を専決で予算化させていただき、迅速に災害復旧に取り組んでおります。

2、新型コロナワクチンの接種予定についてです。

本町の新型コロナワクチン接種については、4月23日に75歳以上の方に接種券を送付し、専用回線を2回線増設し、4月30日から予約受付を開始しました。高齢者施設入居者については5月19日、75歳以上の一般の方の接種については、5月21日に開始し、7月末までに2回の接種を終える予定となっています。

また、70歳以上74歳までの方については、6月上旬までに接種券を送付し、6月7日を目途に専用回線を10回線増設し、予約受付を開始するなど、段階的に接種を進めてまいります。

今後についても国の動向を見極めつつ、医師や看護師の確保に努めるなど、早急な体制整備に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

## ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番

小笠原茂人議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

### ◎ 承認第4号

●藤田議長 日程第3 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書15ページを御覧ください。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第11号)を令和3年3月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書(第11号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において道営農地整備事業負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,709万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,952万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金6,352万6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、4目道営事業費から道営農地整備事業負担金1,606万3,000円を減額。

2項畜産業費において、2目公社営事業費から畜産担い手総合整備事業(再編整備

事業) 豊頃地区負担金 36万8,000円を減額。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から363万円を減額。

2項地方揮発油譲与税に27万2,000円を追加。

3項森林環境譲与税に854万4,000円を追加。

3款利子割交付金に14万6,000円を追加。

4款配当割交付金に3万7,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金に76万4,000円を追加。

10ページ、6款法人事業税交付金に2万円を追加。

7款地方消費税交付金に803万2,000円を追加。

8款自動車税環境性能割交付金に160万6,000円を追加。

9款地方特例交付金に172万3,000円を追加。

10款地方交付税において普通交付税及び特別交付税合わせて4,106万円を追加。

11款交通安全対策特別交付金から8万7,000円を減額。

12ページ、12款分担金及び負担金、1項分担金から道営負担事業分1,606万4,000円を減額するなど、計1,637万4,000円を減額。

17款寄附金にふるさと振興寄附金488万2,000円を追加するなど、計498万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

## ◎ 承認第5号

●藤田議長 日程第4 承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書17ページを御覧ください。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、4月17日から18日にかけての低気圧による大雨被害の復旧に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）を令和3年4月19日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

令和3年度一般会計補正予算書（第1号）、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,685万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,685万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費において、2目現年災復旧費に町道災害補修830万円を追加するなど、1,100万円を追加。

2項農業用施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に明渠排水災害補修600万円を追加するなど、1,000万円を追加。

3項林業用施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に林道災害補修485万円を追加。

4項防災施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に避難場所法面補修工事100万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に特別交付税2,685万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 確認なのですが、先ほど町長からの行政報告にもありましたこれ

らについての一覧表の工事個所について提出されております。

これだけの道路あるいは河川、農道その他入れて65件ぐらいになるんですか。これらについては本町の業者で一斉にどの時点まで、工事を完了するというものになっているのかそのあたりについての説明をお願いします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今現在7割程度は発注済みでありまして、対応のほうは6月いっぱいまでには終われば良いかと思っておりますが、場所によっては畑等関係する部分もございますので、畑が空き次第ということで対応する場所もございます。

以上であります。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に迅速な対応をしていただいたことについては敬意を表します。物によっては、今説明があったとおり4月の段階から専決処分をされて、6月には終了ということですが、特に農道等についてはこれから農繁期に入りますが、そういうような意味から見ても、工事業者と農業を営む農業者との春先第一の農業事故というものについて、十分に行政としての指導を業者に行っているかというところを、場所も業者全体が把握できているかわからないものですから、その辺の指導があったのか、あるいは今後あり得るのかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 それでは私のほうから答弁申し上げます。

農業施設災害の農道等の復旧につきましては、春の播種作業の支障にならないよう、早く復旧するものから順番に発注しつつ、農作業の支障にならないように発注作業を進めております。

また、数限りある町内業者の復旧作業になるものですから、どうしても、時期が一定程度6月に入ってしまうものもありますが、それらも播種作業の邪魔にならないようには発注しておりますので、御了解いただければと思います。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 参考なのですが、行政として、発注側としての業者に対する作業指導、それと併せてもう一つ今後についての認識をしっかりと持っていただきたいという、これらの低気圧における大雨被害というものについては、今後も予想されるというのを十分考えて、非常に本町の弱点といいますか、法面や農道というのは、雨量の量によってはあり得るぞというところの災害時工事マップというものをしっかりと整えていくべきではないかと考えますが、それらについての考え方を町長から一言お願いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁申し上げます。

議員がおっしゃられている作業指導の今後についての認識につきまして、作業マップですとかそういった部分につきましては、必要なのは今言われたところで感じているところでございますけれども、災害が起きた場合に、同じ場所がまた被害を受けるという場合もありますが、その都度現場を見させていただいて、災害の度合いですとか、そういった部分を確認したうえで対応していくということが大切なかなと思っておりますので、今後も災害が起きた場合、迅速な対応でご迷惑をおかけしないような形をとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほど行政報告で、4月17日、18日にかけての低気圧の大雨被害について町長から報告があったところでございますが、先だって、4月30日にも豊頃町において80ミリを超える大雨がございました。

この今現在報告されている被害場所が、さらに補修しきれないくらいの大きな被害が出ていないかどうかを担当課にお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

4月17日、18日にかけての雨で地盤が緩んでいないこともありまして、落ち着いていないことも重なりまして、非常に17日、18日の時が影響が大きかったかなと思います。

4月30日の雨にあたりまして、被害が多少大きくなったところもございますが、今専決処分いただいたもので対応していきたいと考えております。またほかに増えた部分に関しましては、確認はされてませんけれども、何かありましたら補正等で対応していくような形で考えております。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私のほうから農業施設被害について少しお話をさせていただきます。

4月17日から18日にかけての災害箇所を列記しておりますが、町内の巡回が100%でなかったこともありますので、30日に降った雨による被害も散見してございます。それらについては補正等での対応を早急に考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 これで、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 藤田議長 討論なしと認めます。  
これから、承認第5号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。  
したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

### ◎ 議案第21号

- 藤田議長 日程第5 議案第21号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

- 渡辺住民課長 議案第21号豊頃町税条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書により御説明いたします。議案説明書1ページ、説明第1号を御覧願います。

初めに改正の趣旨であります。本案につきましては、本年度の税制改正において、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しなど、税制上の措置等、地方税法等の一部を改正する法律ほか関係する政令等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容につきまして、第1条関係分から適用期日順に御説明いたします。

まず初めに、第36条の3の2第4項、第36条の3の3第4項及び第53条の9第3項、第4項の改正は、個人の町民税に係る扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する改正による規定の整備を行うものであります。

次に附則第11条、2ページになります。附則第11条の2、附則第12条、附則第13条の改正は、令和3年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担について

の調整措置を講ずるため、令和2年度末に適用期限を迎える軽減措置等の対象年度改正など、所要の改正を行うものであります。

次に、附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。附則第16条の改正は、種別割の税率の軽減を、軽貨物自動車については電気自動車等に限定し、営業用乗用車については燃費性能の優れたものとし、特例の期限を令和5年度課税分まで延長となるものであります。

次に、附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関するものであります。一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とし、適用期限が延長となるものであります。

以上の適用期日は、令和3年4月1日であります。

次に、第34条の7の改正は、寄附金税額控除についてで、その対象となる公益の増進に寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄付金を除外するものであります。

次に3ページ、附則第6条の改正は、医療費控除の特例に関するもので、特定一般用医薬品等購入費についての医療費控除の特例適用期限が延長となります。

以上の適用期日は、令和4年1月1日であります。

次に第24条、第36条の3の3第1項及び附則第5条の改正は、個人の町民税の非課税の範囲に係る国外居住親族について年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとする規定の改正であります。

以上の適用期日は、令和6年1月1日であります。

次に、第2条関係分の改正についてであります。第48条第10項から、4ページの附則第4条までの改正は、令和2年条例第6号豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、地方税法等の改正に伴う項ずれ等所要の措置を講ずる規定の整備であります。

以上の適用期日は令和3年4月1日となります。

なお附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税に関する経過措置を、第4条には軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいま議案説明書により説明をいただきました。

固定資産税の負担調整率等について若干伺いたいと思います。説明書の2ページ、附則第11条の2のところであります。ここで前後の規定を見ますと、令和2年度を改めまして令和3年度からと前後の規定ではなっておりますけれども、附則第11条の2では、令和元年度又は令和2年度を令和4年度又は令和5年度に改正とありますけれども、令和3年度の負担調整内容というのはどういうふうになっているのか御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時40分 再開

●藤田議長 答弁精査のため、2時45分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時47分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 大変申し訳ございません。

ただいま御質問ございました附則第11条の2でございますが、土地の課税標準の特例に関する規定でございまして、今年度評価替えがございまして、令和3年分の課税標準につきましては、本則通りの課税標準を使うこととなりますが、令和4年度、令和5年度の課税については著しく価格に変動があった場合の課税標準の減額をすることなどの特例措置を規定しているものでございます。

ちなみに本町については、これを適用するような案件は今のところございません。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明でだいたい理解できたのですが、税条例そのものが課税内容等について十分熟知していないと、税条例の改正はなかなか難しく、改正内容が理解できないのです。今の説明で分かったのですが、改正内容を説明されるときはもう少しわかりやすい内容で説明をしてくださると、理解ができるのかなというふうに思います。3年に1度の評価替えが、令和3年度、今年が評価替えですというふうになると思いますけれども、翌年と翌々年度において、負担調整率を使いながら調整しますという内容だと思うのですよね。ただ、今年度においては本町においての負担調整率の対象は無いという答弁で理解できましたので、今後改正内容についてはもう少しわかりやすく内容説明できるようにしていただけたらというふうに思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議員から御指摘がありましたように、今後条例の改正時につきましては、精査したうえ、十分に分かりやすい説明に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第6 議案第22号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第22号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案につきましても、議案説明書により御説明いたします。議案説明書5ページ説明第2号を御覧ください。

初めに改正の趣旨であります。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症が依然としてまん延するなか、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うことができることとするものであります。

改正内容についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、減免の適用を受けるものについて、納期限前7日までに申請しなければならない規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税について、減免できる規定の改正であります。

なお附則として、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいまの国民健康保険税条例の一部改正であります。新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例規定であります。

この本文の改正でありますけれども、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに改めると。これは令和3年度に限って特例が適用されるということなのでしょうか。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議員がおっしゃる通り令和3年度に限っての減免となっております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今答弁いただきましたが令和3年度に限ってということでありませう。附則の中に適用区分がありまして、第2条に、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、とありますけれども、この規定によりますと令和3年度以降、令和4年、令和5年における国民健康保険税にも適用するということとなりますが、この部分については令和3年度分の国民健康保険税について適用し、ということではないのかなと思っておりますがその辺の見解はどうなのでしょう。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後2時54分 休憩

午後2時54分 再開

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 申し訳ございません。

改正の中で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間と定めておりますので、こちらで問題ないかと理解しております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 私が聞いているのは、附則の中での適用区分で、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、とありますけれども、令和3年度以後についても、この期間内で規定の部分が適用されていくのかそれを伺っています。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後2時56分 休憩

午後 2 時 5 7 分 再開

●藤田議長 答弁精査のため、3 時 1 5 分まで休憩します。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

御質問があった内容でございますけれども、あくまでも令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税について減免できるということございまして、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するというので、令和 2 年度分については従前の例によるということに定めさせていただいております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

5 番杉野議員。

●5 番杉野議員 ただいまの同僚議員の質疑の中で、この税条例っていうのは、非常に難解なんですね。この改正の中にも書かれてますけれども、全て行政のサービスというのは申請業務なのです。申請をしなければこの条例の利益を得られないというわけです。行政サービスのほとんど、というより全てだと思いますけれども、ここで町長に、申請業務というものが本当に住民のためになっているのかどうか、町長は行政マンの長い経験があるわけですが、町長としてどうお考えになっているかだけ伺いたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁させていただきます。

基本的には議員がおっしゃられる通り、行政に係る手続き等は申請というのが基本というふうに私も捉えております。ですが、場合によっては申請といっても、こちらから説明をしながら手続きしてもらおうということも必要なことであると思っております。

基本的には物によりけりというところではありますが、できるだけ町民の皆様にご利用していただく際には、わかりやすいような形で説明しながら、申請していただくというような形が必要ではないかと思っております。以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第23号

●藤田議長 日程第7 議案第23号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案書13ページを御覧ください。

議案第23号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は地方税の課税免除等に伴う国の減収補填措置を規定している現行の過疎地域自立促進特別措置法、及び豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例が、令和3年3月31日限りの時限立法であり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布されたことから、過疎地域の自立促進を図るため、豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を新たに制定するものであります。

条例の内容についてであります。第1条には本条例の趣旨を、第2条には課税免除の対象と期間を、第3条には課税免除申請を、第4条には課税免除の取消しを、第5条には規則への委任についてそれぞれ定めるものであります。

なお附則として、第1項には施行期日を公布の日からとし令和3年4月1日から適用することを、第2項にはこの条例の効力期限を令和13年3月31日限りとする。第3項には令和3年3月31日以前に新設または増設されたものについては、平成12年に制定した条例に基づいて適用する規定をそれぞれ定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

● 1 番石田議員 1 つだけお伺いしたいと思います。

10 年間にわたる課税特別条例の制定の中で、従来の条例内容と変わった規定内容があるのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

● 藤田議長 渡辺住民課長。

● 渡辺住民課長 まず 1 点でございますが、第 1 条の趣旨の中で、対象業種に情報サービス業という文言がございますが、こちらが現条例と比べて追加となっております。情報サービス業等につきましては、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売業、市場調査等となっております。

次に、過疎法の名称が変更になってございます。現条例が過疎地域自立促進特別措置法でございますが、新しい条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで名称が変わってございます。以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

● 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

● 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 24 分 再開

● 藤田議長 議事を再開します。

### ◎ 同意案第 3 号

● 藤田議長 日程第 8 同意案第 3 号豊頃町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 同意案第3号豊頃町教育委員会教育長の任命について御説明いたします。

次の者を豊頃町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、豊頃町茂岩栄町182番地15。

氏名、中川直幸。

任期は令和3年5月17日から令和6年5月16日までとします。

以上でありますので、御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。

暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

( 議場の出入り口を閉鎖 )

午後3時28分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

ただいまの出席議員は9名です。

なお、本同意案は、一般議事であるため、議長を除く8名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番石田貢議員、2番小笠原茂人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

●藤田議長 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取り扱いとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 配付漏れなし )

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

●藤田議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を読み上げますので、投票記載所において、投票用紙に賛成、反対を記載のうえ、順番に投票願います。

1番石田貢議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番岩井明議員。5番杉野好行議員。6番大崎英樹議員。7番大谷友則議員。8番中村純也議員。

●藤田議長 投票漏れはありませんか。

( 投票漏れなし )

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。石田貢議員及び小笠原茂人議員は開票の立ち合いをお願いします。

( 石田貢議員、小笠原茂人議員が開票の立ち合いを行う )

( 開 票 )

●藤田議長 投票結果を報告します。

投票総数8票、有効投票数8票、無効投票数0票、有効投票数のうち、賛成8票、反対0票。

以上のとおり賛成票が多数です。

したがって同意案第3号は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場の出入り口を開錠 )

#### ◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

#### ◎ 教育長就任の挨拶

●藤田議長 次に、先ほど教育長に任命同意されました中川事務局長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

●中川事務局長 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま教育長の任命にあたりまして、議会の同意をいただき、誠にありがとうございました。私にとりましては、身に余る光栄でありまして、その職責の重大さを認識しているものであります。

元より微力ではありますが、按田町長のもとで、みんなが主役、一人一人が大切、そしてあたたかい心が通うまちづくりを目指し、報徳のおしえを受け継ぐことを誇りとする人づくりのため、また豊頃町の教育のさらなる発展のために、誠心誠意努力してまいり所存でありますので、議員各位の御指導、御鞭撻と町民皆様の御支援を心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。（拍手）

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和3年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後3時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員